

一級建築士名簿の閲覧

1. 閲覧概要

日本建築士会連合会 建築士登録部 および 47 都道府県の建築士会では、一級建築士名簿を一般の方に公開しています。名簿には建築士法で定められた閲覧項目が記載されています。一級建築士の住所や連絡先がわかるものではありません。

なお、閲覧対象建築士の氏名、生年月日、登録番号の情報がない場合、対象者が特定できず、閲覧できない場合があります。

閲覧にかかる手数料は無料です。建築士が名簿に登録されていることを示す書面（「建築士登録内容」）の発行をご希望の場合は 1 通につき 400 円（税込）がかかります。

2. 閲覧所

(公社)広島県建築士会

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 5 階

利用可能日時：平日（土・日・祝日及び年末年始、夏季休暇を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

※このほか、講習会等で不定期に不在になる場合がございます。お越しの際はお電話等でご確認ください。

3. 閲覧できる項目

建築士法により定められた項目を閲覧いただけます。（建築士法施行規則第 3 条）

- 登録番号、登録年月日
- 氏名、生年月日、性別
- 一級建築士試験合格年月、合格証書番号
- 処分履歴
- 法定講習履歴
- 構造・設備設計一級建築士証の番号、交付年月日、返納した者にあつては返納年月日

※一級建築士の住所や連絡先がわかるものではありません。

4. 閲覧方法

閲覧申請書を窓口にご提出の上、閲覧を行って下さい。

申請書は[ダウンロード](#)していただくか、もしくは窓口にもご用意しています。

閲覧にかかる費用は無料です。

なお、閲覧対象建築士の氏名、生年月日、登録番号の情報がない場合、対象者が特定できず、閲覧できない場合があります。

5. その他

- メールによる閲覧申請はお受けできません。
- 電話によるお問合せの場合は、一般の方に限り、氏名と登録番号がわかり資格者を特定した上で、資格の有無(一級建築士かどうか)についてのみの回答に限らせていただきます。
- 一級建築士名簿に記載されているのは、現在一級建築士の資格を有する方のみです。死亡届・取消申請などがあった場合は、一級建築士名簿から削除されます。また、建築士法その他の法律に違反したことにより処分があった場合も、一級建築士名簿から削除されます。過去 5 年間の行政処分情報は[国土交通省のホームページ\(国土交通省 ネットタイプ情報等検索サイト\)](#)において確認することができます。
- [閲覧規則はこちら](#)をご覧ください